

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

# ほうじん本郷

税務ニュース

No. 497

令和3年3・5月号(合併号)

<http://www.hongohojin.or.jp/>

## 【目次】

令和3年度 税制改正大綱 —— 2~3

法人会の活動 —— 4~5

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 7

法人会あの店・この店 —— 8~9

令和3年度 研修会・講演会予定表 —— 10

事務局だより —— 11



▲樋口一葉ゆかりの旧伊勢屋質店  
提供:佐藤豪一広報委員



▲文京ふるさと歴史館 提供:文京区



▲真砂中央図書館 提供:文京区

# 令和3年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

## ～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

#### ■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

#### ■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

#### ■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

#### ■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることであります。

#### ■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

#### ■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

### 所得税・住民税関係

#### ■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

#### ■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。



### ■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

### ■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

## 消費税関係

### ■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

### ■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

### ■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

### ■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## 相続税・贈与税

### ■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

### ■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

### ■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象なりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

## その他

### ■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

### ■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

### ■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

### ■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

## 「租税教室」を開催

### —青年部会—

1月16日(土) 駕籠町小学校及び2月19日(金) 本郷小学校において6年生を対象に、青年部会メンバーが講師となり、租税教室を開催しました。

メンバーが2人1組になって、「税金はなぜ必要なのか」、「税金の使いみち」等について、クイズやパネルを使いながら、また、授業の最後には‘1億円’のレプリカ(重さ約10kg)を体験してもらう等、限られた時間ではありましたが児童たちが興味を引くよう分かりやすく授業を進めました。

青年部会ではこれまで約10年にわたり、次代を担う児童たちに税の意義や役割を正しく理解してもらうため、毎年管内の小学6年生を対象に租税教室(出前授業)を実施してきました。

しかし、令和2年度の租税教室は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、管内全ての小学校で開催できませんでした。この年度の6年生のみ

コロナ禍によって税に対する学びの場が途絶える事を残念に思い、少しでもお役に立てればという思いで租税教室の内容を収めたDVD「租税教室2020」を撮影・製作し、社会科の授業での活用等、税の理解の一助としていただけるよう開催できなかった小学校に配布しました。



▲本郷小学校での様子(講師役の伊東副部会長(左)と山元副部会長)



▲駕籠町小学校での様子(講師役の利根川幹事(左)と中村副部会長)



▲吉田青年部会長による説明(DVD「租税教室2020」)

## 「酒税法とワインセミナー」を開催

### —社会貢献研修委員会—

2月19日(金)、ホテル機山館において東京小売酒販組合本富士支部及び本郷間税会との共催により開催しました。

株式会社ヴェリテワインコンサルティング代表取締役の伊澤成典氏を講師に迎え、「ソムリエに学ぶ趣味のワイン講座」と題したテーマでお話いただきました。

知っているようで知らないことが多いワイン。伊澤氏からはワインとブドウの関係、品種や生産地のほか、ラベル表示のルール(果実酒等の製法品質表示基準)等、気軽にワインを楽しめるよう魅力をたっぷりとお伝えいただきました。

今回はコロナ禍であることを踏まえ、例年行っていた試飲はできませんでしたが、参加者からは「ワインの保管方法は?」「料理に合う種類は?」等々、多くの質問が出ていました。



▲講師の伊澤成典氏

## 「活動報告会」を開催 —女性部会・青年部会—

4月6日(火)、医科器械会館において「第10回女性部会・青年部会活動報告会」を開催しました。昨年の活動報告会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、やむなく中止となったため2年ぶりの開催となりました。

今回はコロナ禍であることを踏まえ、参加人数の制限やオンライン配信による講演等、新たな試みで行いました。

第1部では両部会から令和2年度事業報告及び収支決算の報告をはじめ、令和3年度の事業計画、収支予算等を説明した後、来賓として橋立会長及び横矢本郷税務署長からご祝辞をいただきました。

第2部では特別講演会として、加藤高身顧問から「本郷法人会員であること」と題して講演いただきました。「本郷法人会は70周年を迎え、これまで

の間に培われた結束力があることが強み」「会員同士の付き合い、他法人会との付き合い等、人とのつながりを大事にしてほしい」等、これまでの経験を踏まえた話しに参加者は熱心に耳を傾けていました。

新型コロナウイルスの影響により、思うような事業活動がなかなかできない状況ですが、このような状況でもできることは何か、ということを考えてながら令和3年度も各種事業に取り組んでまいります。



▲吉田青年部会長によるあいさつ



▲飯村女性部会長によるあいさつ



▲来賓祝辞を述べる橋立会長



▲来賓祝辞を述べる横矢本郷税務署長



▲加藤顧問による特別講演会

## 女性部会が社会貢献活動を実施 —未使用タオルを「ゆしまの郷」に寄贈—

3月30日(火)、女性部会では社会貢献活動の一環として、未使用タオル80枚を特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈しました。

また、同日、使用済み切手やプリペイドカード等を文京区社会福祉協議会に寄贈しました。



▲「ゆしまの郷」の中谷施設長(左)と飯村女性部会長



## 税務署だより tax office message

### 2021年度税務職員募集

*Pride of the Specialist*～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格 1 2021（令和3）年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2018（平成30）年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2022（令和4）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

- ◇ 申込手続 1 申込方法  
インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。



- 2 受付期間  
令和3年6月21日（月）9時から令和3年6月30日（水）[受信有効]まで

- 3 受験案内交付期間  
令和3年5月7日（金）から令和3年6月30日（水）まで  
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）



- 4 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）  
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

- ◇ 試験日 第1次試験 令和3年9月5日（日）  
第2次試験 令和3年10月13日（水）から令和3年10月22日（金）までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係

（代表）03-3542-2111 内線2169



事業者の  
みなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として  
「**適格請求書等保存方式**」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

国税庁

インボイスを交付する事業者となるには  
事前に登録申請が必要です！

【登録申請受付開始：令和3年10月1日～】



登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと  
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は  
国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」  
をご覧ください。



## 6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

令和3度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(火)に発送します。6月30日(水)までにお納めください。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

固定資産税・都市計画税(23区内)は、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネットバンキング・モバイルバンキングやクレジットカードでも納付できます。また、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

さらに、納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。

## eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。

インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。詳細はeLTAXホームページをご確認ください。


<https://www.eltax.lta.go.jp>

## 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～


### ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。

 税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

### ○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

 納付事務の負担が軽減されます

### 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税(特別徴収分、退職所得分)

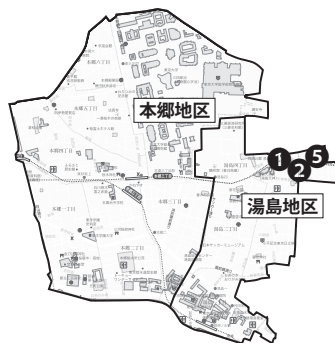
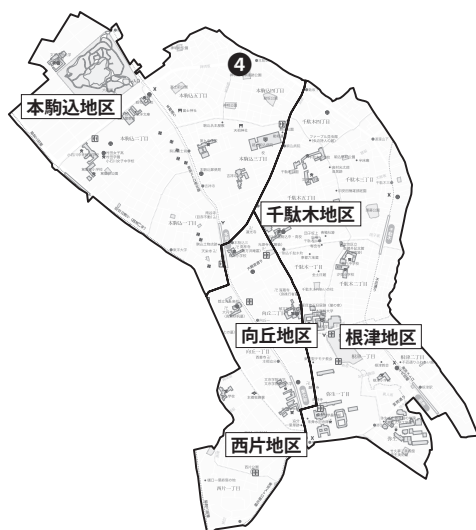


詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス





1



老舗大佐和は、嘉永5年創業のお茶と海苔の専門店です。

茶畑の水、土造りから拘りを持ち続けている生産農家より厳選されたお茶を仕入れ自社静岡工場で真心こめて作りあげる生産・製造・販売の三位一体をコンセプトに致しております。独自の製法で作った深み、甘み、香りの濃煎茶大老シリーズは当社自慢の一品茶です。佐賀県産の焼海苔絢爛も是非ご賞味ください。美味しいお茶と海苔でほっと安らぎのひとつときを。

お茶・海苔

老舗大佐和 湯島本店

東京都文京区湯島 3-36-5

TEL. 03-3831-8285

URL. <https://www.oosawarouho.com/>



2



東京は文京区湯島、天神様のお膝元昭和5年創業。

豆大福や豆餅をはじめ、四季折々のお菓子は幅広いお客さまに気軽に求めていただけるよう、味・品質そして手頃な価格であることを大切にしています。本当にシンプルな配合だからこそ、十分に吟味した素材だけを贅沢に使用しております。

甘味喫茶も併設しております。千駄木店もございます。

和菓子

つる瀬

東京都文京区湯島 3-35-8

TEL. 03-3833-8516

URL. <http://tsuruse.jp/>



3



ビール

## クラフトビールのドリンクアップーズ

ご購入はオンラインショップ又は高崎屋にて!卸売りのご相談はお電話までお願いいたします。

海外現地でも容易に手に入らないような、希少でハイクオリティな海外クラフトビールを取扱う専門商社です。直接ブリュワリーへ赴き、信頼関係を築くことから始めることで、唯一無二の良質なラインナップを実現しています。

女性目線のパッケージやテイストを数多く取り揃えていることも大きな特徴です。家飲みワンランクアップやプレゼントにどうぞ♪

TEL. 03-6304-1515

URL. <https://www.drinkuppers.com/>

4

とんかつ  
わらしっ子

東京都文京区本駒込 4-35-19

TEL. 03-3827-1129

営業時間 11:30 ~ 14:00、17:00 ~ 22:00

定休日 木曜日

本駒込の地で、とんかつわらしっ子が創業50年を迎えます。

とんかつと魚料理などご用意しております。小さいお子様連れもお気軽にご利用ください。地域の皆さまに愛されるよう日々真心込めて営業しております。

弁当もごございますので是非ご利用ください。

皆さまのご来店お待ちしております。

5

魚  
湯島丸赤

東京都文京区湯島 3-39-9

TEL. 03-3831-5701

URL. <http://www.maruaka.co.jp>

1946年創業以来「新鮮美味」を看板に掲げ、近隣のお客様はもとより、全国のみなさまに魚本来の美味しさと食卓に笑顔をお届けしております。

銀鱈西京焼弁当が人気です。

あなたもぜひ  
参加してみませんか

## 令和3年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日程	時間・場所	内容
1	新設法人説明会	令和3年4月7日(水)／6月30日(水) ／10月6日(水)／12月9日(木)／ 令和4年2月2日(水)	時間:13:30～16:00 場所:本郷税務署大会議室	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税」や「源泉所得税」の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会 軽減税率等説明会	令和3年4月16日(金)／5月14日(金) ／6月29日(火)／7月21日(水) ／9月8日(水)／9月13日(月) ／10月13日(水)／11月12日(金) ／12月8日(水)／ 令和4年1月14日(金)／2月9日(水) ／3月18日(金)※	決算法人説明会 時間:13:30～15:30 軽減税率等説明会 時間:15:30～16:00 場所:本郷税務署大会議室 ※3月18日(金) 場所:文京区民センター3A	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をしていただくため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座 【研修シリーズ】	令和3年9月16日(木)／10月7日(木) ／10月21日(木)／11月4日(木)／ 11月18日(木)／12月2日(木)	時間:13:30～16:30 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座	令和3年6月10日(木)／11月25日(木) ／12月16日(木)	時間:14:00～16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	令和3年 ①6月23日(水) ②9月10日(金)	①時間:15:00～17:00 場所:本郷税務署大会議室 ②時間:14:00～15:30 場所:都税事務所会議室	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。
6	年末調整説明会	令和3年 11月8日(月)～11月12日(金)	時間:午前・午後 場所:文京区民センター	1年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算等について説明します。

### その他セミナー等の予定

☆労務セミナー(7月5日)

☆税務署長講演会&文化講演会(11月)

☆酒税法とワインセミナー(11月24日)

☆セミナー・オンデマンド

【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせずいつでも受講できます】

☆セミナーDVDレンタルサービス

【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

※感染症拡大状況によって、中止・変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会

検索 

# 事務局だより

## 本郷法人会第10回通常総会のお知らせ

※今回の総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感謝状贈呈式、懇談会は実施せず、通常総会のみでの挙行となります。

また、ご来賓などのご招待も取り止めといたします。あらかじめご了承ください。

※ご欠席の場合には必ず委任状をご提出くださいますようお願いいたします。

### 総会【16:00 高千穂の間】

黙 禱  
定数報告・開会のことば  
会長あいさつ  
感謝状及び特別感謝状の贈呈  
令和2年度会員増強功労者感謝状の贈呈  
議長選出  
議事録署名人選出  
議 事

#### 【承認事項】

- (1) 第1号議案 令和2年度決算報告承認の件
- (2) 第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

#### 【報告事項】

- (1) 令和2年度事業報告の件
  - (2) 令和3年度事業計画報告の件
  - (3) 令和3年度収支予算報告の件
- 議長 退席  
閉会のことば  
第1回臨時理事会

日 時: 令和3年6月14日(月) 16:00開会  
場 所: 東京ガーデンパレス「高千穂の間」  
文京区湯島1-7-5 TEL 3813-6211

## 厚生組織委員会よりお知らせ

—会員限定チケットのご案内— **2,200円で販売** お得です。

東京ドーム天然温泉『スパ ラクーア』…従業員の福利厚生にご利用ください!!

### Relaxation Space

「いつものわたし」のままで思い思いのひとときをお過ごしいただける「ラクアリビング」。

- ◎リラックストラウンジでは、個々のモニターで好きなTVを楽しめる他、各種雑誌や毛布のご用意もございます。

### Ladies Care

女性に気軽に利用して頂き、とことん楽しんで頂けるよう様々な「快適」をご提供。

- ◎女性ロッカールームから直結の女性専用リクライナーコーナーがあるので、女性一人での来館でも安心して仮眠できます。また、パウダーコーナーや浴室のアメニティも充実しています。

### Treatment & Beauty

世界各国の施術で至福のひとときを。

- ◎トリートメント&ビューティー施設を揃え、ボディケアをはじめリフレッシュできるバラエティに富んだコースをご用意しました。

### Spa Zone

心とからだが潤うぜいたくな時間。

- ◎東京ドームシティの地下1,700mから湧き出た天然温泉を使った屋内・露天風呂も大浴槽を中心に、アトラクションバス、サウナも充実しています。タオルをはじめアメニティも完備していますので、手ぶらでも安心。都心で極上のリフレッシュをお約束します。

### Healing Baden

ワンランク上の贅沢を愉しむ大人の楽園。

- ◎南国リゾート気分を味わえる休憩スペースと様々な岩盤浴効果が期待できる5つの低温サウナで、心ゆくまでのリフレッシュを。眺望を楽しみながら、男女一緒にお寛ぎ頂けます。

■お問い合わせ：本郷法人会 ☎3812-0595

## 我社の一言PR

- ☎ 店 名：お酒とお料理の店 天神町 藤しの
- ☎ 所在地：文京区湯島 3-34-11-102 クレヴィア文京湯島
- ☎ 代表者：舘澤 冊子
- ☎ TEL：03-6284-2424
- ☎ FAX：03-6284-2400
- ☎ URL：fujishino.owst.jp/



令和2年3月10日に和食店を開店致しました。料理長渾身のお料理と國酒をご用意し、利唎師とビアアドバイザーがお料理に合わせお酒をご提案致します。七十二候の室礼でお香かほる店内でおくつろぎくださいませ。

## 3・5月号（合併号）編集後記

この3月末で青木事務局長が退任され、後任の本多哲さんが入局し、新体制となりました。さて、昨年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されてから1年以上経過しました。事態は好転の兆しが見えてこない中、会員の皆様方においてはこの難局に立ち向かわれていることと存じます。この状況が早く終息へ向かうことと皆様のご健康をお祈り申し上げます。(田邊 記)



優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく  
**特**

たい  
**退**

きょう  
**共**



## 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

**TK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

